

伸びを比較すると、後者は39.8% (8,756マルク→12,241マルク)で、前者が後者をはるかに上回っている。

開業歯科医の経済実態

一方、同一資料に基づいて、1,230人の開業歯科医の収益、費用および純益をみると第5表のとおりである。これによると、開業歯科医1人当たり平均収益は136,758マルク、収益に対する費用の割合(平均)は、39.4%、平均純益は82,875マルクで、いずれも開業医の場合を上回っている。また、1963~67年における開業歯科医1人当たり収益の増加率は90.3% (71,859マルク→136,758マルク)、年平均増加率は約23%で、これも開業医の場合を上回っている。収益に対する費用の割合(平均)は、開業医の場合と同様、1963年の46.2%から67年の39.4%へ低下している。このため、開業歯科医1人当たり平均純益は1963~67年において115% (38,638マルク→82,875マルク)も増加している。年平均増加率は約29%である。このように、開業歯科医の場合費用の伸びに比べて収益の伸びが非常に大きく、

純益の伸びが大きい。開業歯科医のこうした収益および純益の著しい伸びは、1965年4月1日の新歯科医師診療報酬規定の実施に負うところが大きい。1968年と69年の開業医1人当たり平均純益の年平均増加率は7.25%、69年の1人当たり平均純益は約95,000マルクに達した。1963~68年における開業歯科医1人当たり平均所得(平均純益)の増加率は130.6% (38,600マルク→89,000マルク)で、自営業者1人当たり平均総収入の増加率(39.8%)

および就業者1人当たり平均所得の増加率(51.4%)をはるかに上回っている。

以上のように西ドイツの開業医および開業歯科医の所得は、最近大幅に上昇している。

Dietrich v. Leszczynski, Die wirtschaftliche Situation der deutschen freipraktizierenden Ärzteschaft und Zahnärzteschaft, *Soziale Sicherheit* (Österreich), 20. August 1970, SS. 277~280.

(石本忠義 健保連)

フランスの社会保険・ 労災補償給付額の改訂



1969年12月30日の命令 Décret は、70年1月1日から、社会保障および家族手当の拠出金の算定基礎とされる報酬または所得の上限

を16,320フランから18,000フラン(年額、従って賃金等が月々支払われるところでは月額1,500フランとなる)へ引上げた。これにより社会

保障（社会保険および労災補償）と家族手当の拠出金は、月額1,500フランを最上限とする報酬または所得を基礎として算定徴収され、制度収入の若干の増収が見込まれることになったが、他面において、フランスの社会保険および労災補償の諸給付が報酬または所得を基礎として算定されるため、給付の面でもそれぞれその最高額が引上げられることとなった。

影響を受けるのは、社会保険につき、傷病手当、廃疾年金、老齢年金のそれぞれの最高額、ならびに死亡一時金の最高額と最低額であり、労災補償につき、補償手当日額、葬祭費のそれぞれの最高額、ならびに職業再訓練手当の最低額と最高額などであり、詳細はつきのとおりである。

社会保険

(1)疾病・出産保険——社会保障法典第290条の規定により、傷病手当日額は、社会保険の拠出金の算定基礎となる所得日額の1/2に相当する額とされ、とくに3人以上の被扶養児童をもつ被保険者のばあいには労働不能の

第3日目より同じ所得日額の2/3に相当する額とされる。前記のとおり、拠出金の算定基礎とされる所得日額の上限額が引上げられたので、この傷病手当日額の最高は1970年1月1日より25フラン（扶養加算のばあい33.33フラン）となった。

(2)死亡保険——1962年1月8日の命令 Décret で、社会保険の死亡一時金は、拠出金の算定基礎とされる所得を基準として算定されるがその額は所得の年上限額の1/4を越えることができず、またその1%を下回ることもできないとされている。その結果、死亡一時金の額は、最高額を4,500フラン、最低額を180フランとして、その幅のなかで決定されることになった。

(3)廃疾年金——1961年4月25日の命令 Arrêté 第6条により、廃疾年金は、拠出金の算定基礎とされる所得を基準として算定され、その50%を越えることができないものとされている。したがって、70年1月1日よりこの年金の最高額は9,000フランとなった。従前の最高額は8,160フランであるので、840フランの引上げとなる。この新しい年金最高額

は70年1月1日以降の新規裁定年金にすべて適用されるが、既裁定年金についても、その年金額の決定にさいして適用される。

(4)老齢年金——老齢年金は、1949年2月24日の法律第2条により、拠出金の算定基礎とされる所得を基準として算定されるが、その最高額は原則としてその所得の40%を越えることができないものとされ、70年1月1日よりその額は7,200フランとなった。この最高額は、従来6,500フランであったので、(69年4月2日の通ちよう SS 第58号により) 672フラン引上げとなる。ただし、65年4月22日の命令 Arrêté 第6条により、年金の裁定が65歳を越えてのちにおこなわれるときには、この40%には一年につき4%が加算される。そのため70年1月1日より、66歳、67歳、68歳、69歳、70歳に達しておこなわれる年金裁定のばあいには、それぞれの年金額の最高はそれぞれ所得の44%、48%、52%、56%、70%、すなわち年額7,920フラン、8,640フラン、9,360フラン、10,080フラン、12,600フランとなる。

なお廃疾年金の第二、第三グループに属す

る年金に代って支給される老齢年金は、1961年3月28日の命令 Décret 第772号第5条により、拠出金の算定基礎とされる所得の50%、つまり70年1月1日より9,000フランをその基本部分（65歳で支給される年金部分）の最高額として支給されるものとされる。

老齢年金のこれらの最高額は70年1月1日以後の新規裁定分にすべて適用されるが、同時に既裁定分についても、年金額の決定にさいして適用される。

労働災害補償

(1)補償手当日額——社会保障法典第449条によると、労働災害の補償手当日額は、参事院 Conseil d'Etat の命令 Décret が定める方法で決定された賃金日額の1/2に相当する額とされるが、その賃金日額は、その上限を社会保険の拠出金の算定基礎とされる所得年額の1%以下に抑えられることになっている。69年12月30日の命令は、この賃金日額の最高額を180フランとしているため、補償手当日額の最高は90フランとなった。なおここ数年間の賃金日額上限の推移は別表のとおりであ

法 令	基準賃金日額の上限	実 施 期 日
1963. 12. 24 の 令 令	114	1964. 1. 1
64. 12. 24 "	122. 40	1965. 1. 1
65. 12. 24 "	129. 60	1966. 1. 1
66. 12. 23 "	136. 80	1967. 1. 1
67. 12. 22 "	144	1968. 1. 1
68. 12. 30 "	163	1969. 1. 1
69. 12. 30 "	180	1970. 1. 1

る。

(2)葬祭費——労働災害による死亡に対する葬祭費の最高額は、1962年2月20日の命令により、拠出金の算定基礎とされる所得の年額の1/24とされている。従って70年1月1日以降の死亡については18,000F/24、すなわち750フランとされた（従前は680フラン）。

(3)職業再教育手当——この手当額は、55年12月7日の命令 Décret 第4条により、補償手当日額算定の基礎となる賃金日額上限の3倍から8倍、すなわち540フランから1,440フ

ランの間で決定されることになった。

資料 *Droit du travail et sécurité sociale*,
No. 55.

(上村政彦・健保連)